高年齢雇用継続給付の内容及び支給申請手続について

被保険者・事業主のみなさんへ

高年齢雇用継続給付は、60歳到達等時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける60歳以上65歳未満の一定の一般被保険者の方に支給される給付であり、高年齢者の就業意欲を維持、喚起し、65歳までの雇用の継続を援助、促進することを目的としています。

60歳に達したときに被保険者であった期間が5年以上であるなど一定の受給要件を満たし、この給付金の支給を受けようとする場合には、公共職業安定所（ハローワーク）に支給申請等の手続を行ってください。

高年齢雇用継続給付は在職者の方を対象とする給付金であり、事業主の方を経由して支給申請等の手続を行っていただくようお願いします。

なお、賃金証明書や受給資格確認票の提出がなかったり、遅れたりすると、被保険者の方が支給を受けられなくなることがありますので、ご注意ください。

厚生労働省
都道府県労働局
公共職業安定所（ハローワーク）

(29.8)
LL290801保01

1 高年齢雇用継続給付の概要

高年齢雇用継続給付には、基本手当（再就職手当など基本手当を支給したとみなされる給付を含みます。以下同じ。）を受給していない方を対象とする「高年齢雇用継続基本給付金」と、基本手当を受給し再就職した方を対象とする「高年齢再就職給付金」があり（7頁、8頁参照）、基本的には賃金が低下した被保険者の方に給付金が支給される制度ですが、以下の要件すべてを満たすことが必要です。

① 60歳以上65歳未満の一般被保険者であること。
② 被保険者であった期間（注）が5年以上あること。
③ 原則として60歳時点と比較して、60歳以後の賃金（みなし賃金を含む）が60歳時点の75%未満となっていること。
④ 高年齢再就職給付金については、再就職の前日における基本手当の支給残日数が100日以上あること。

また、給付金の額は、60歳以後の各月に支払われた賃金の原則15%です。（賃金の低下率によって15%を上限にして支給率も変動します）

なお、詳しい内容は、以下をお読みください。

（注）「被保険者であった期間」とは、雇用保険の被保険者として雇用されていた期間の全てを指します。なお、離職等による被保険者資格の喪失から新たな被保険者資格の取得までの間が1年以内であること及びその間に求職者給付及び就業促進手当を受給していない場合、過去の「被保険者であった期間」として通算されます。

(1) 支給対象者 ―― 支給を受けることができる方 ――

① **高年齢雇用継続基本給付金**

被保険者であった期間（基本手当を受給したことがある方は、受給後の期間に限ります。）が通算して5年以上ある被保険者で、60歳到達後も継続して雇用され、60歳以後の各月に支払われる賃金が原則として60歳到達時点の賃金月額の75%未満である方が対象となります。受給していない場合、過去の「被保険者であった期間」として通算されます。

（例1）

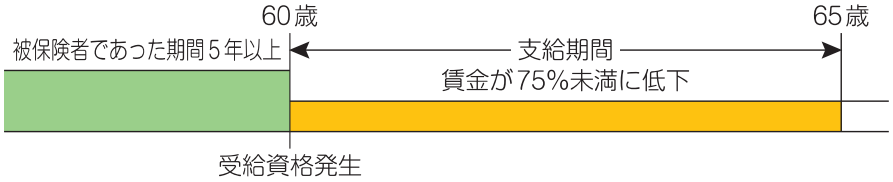

（例2） ※60歳到達時点では支給対象者でなくとも、後に支給対象者となる場合

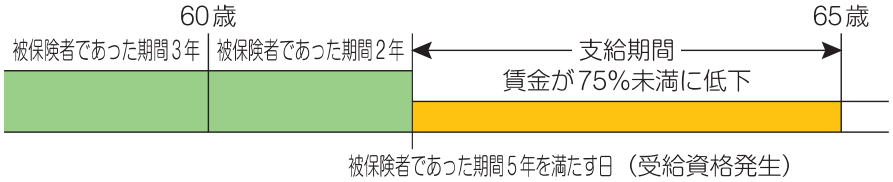

→この場合、受給資格が発生した時点の賃金月額と比較することになります。

（例3） ※60歳到達時点では被保険者でなかった方で、支給対象となる場合の例

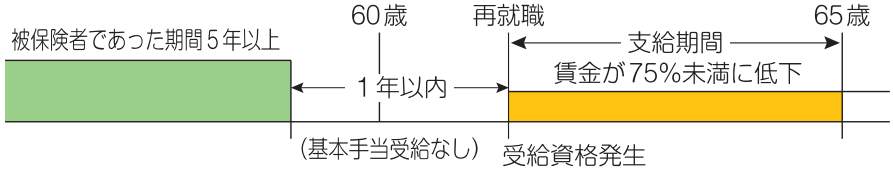

→この場合、離職した時点（被保険者であった期間5年以上の場合に限る。）の賃金月額と比較することになります。

② 高年齢再就職給付金

基本手当を受給した後、60歳以後に再就職して、再就職後の各月に支払われる賃金が基本手当の基準となった賃金日額を30倍した額の75%未満となった方で、以下の3つの要件を満たした方が対象となります。なお、同一の就職について、再就職手当の支給を受けた場合には、高年齢再就職給付金は支給されません（7頁、8頁参照）。

イ　基本手当についての算定基礎期間が5年以上あること。

ロ　再就職した日の前日における基本手当の支給残日数が100日以上あること。

ハ　安定した職業に就くことにより被保険者となったこと。

（例1）

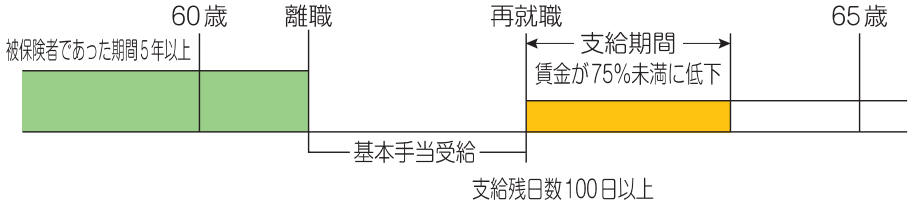

（例2）　※60歳前に離職した場合

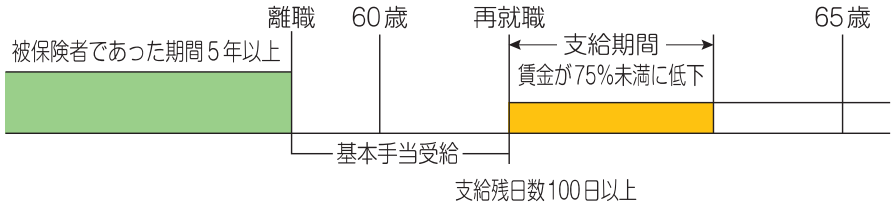

（例3）　※このような場合は支給を受けることができません（60歳以後の再就職でないため）

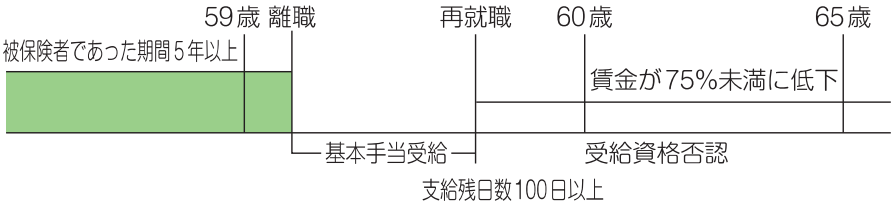

(2) 支給期間 —— 支給を受けることができる期間 ——

① 高年齢雇用継続基本給付金

被保険者が60歳に到達した月から65歳に達する月までですが、**各暦月の初日から末日まで被保険者であることが必要**です。

なお、この期間内にある各暦月のことを支給対象月といいます。

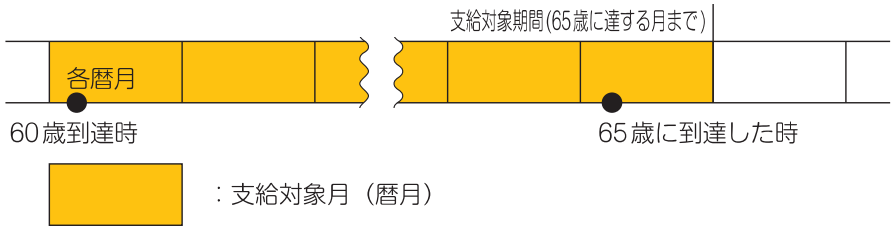

② 高年齢再就職給付金

再就職した日の前日における基本手当の支給残日数が200日以上のときは、再就職日の翌日から2年を経過する日の属する月までとなり、100日以上200日未満のときは同様に1年となります。ただし、被保険者が65歳に達した場合は、その期間にかかわらず、65歳に達した月までとなります。

また、**各暦月の初日から末日まで被保険者である必要**があることや、その月のことを支給対象月という点については、高年齢雇用継続基本給付金と同じです。

（例１）　再就職日の前日における支給残日数が100日以上200日未満の場合

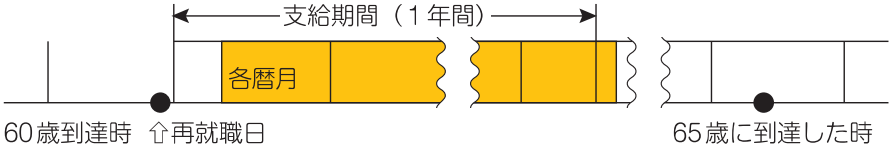

（例２）　再就職日の前日における支給残日数が200日以上の場合

：支給対象月（暦月）

（注）　上記①、②のいずれかの高年齢雇用継続給付を受ける期間については、特別支給の老齢厚生年金（在職老齢年金）の支給額が一部調整（年金の一部支給停止）される場合があります（8頁参照）。

(3)　高年齢雇用継続給付の支給額 ―― 支給を受けられる額 ――

①　原則的な取扱い

支給額は、各支給対象月ごとに、その月に支払われた賃金の「低下率」に応じて次の計算式により算定されますが、「みなし賃金」や「支給限度額」などにより支給額が減額されたり、支給がなされないことがありますので、あらかじめご了承ください。

$$※「低下率」(\%)=\frac{支給対象月に支払われた賃金額}{「賃金月額」}\times 100$$

「賃金月額」＝原則として60歳に到達する前６か月間の平均賃金（「受給資格確認通知書」や「支給決定通知書」に記載されています。）

（注）　60歳到達後に受給資格が確認される場合は、その日前6か月間の平均賃金（1⑴①（例2）2頁参照）

イ　低下率が61％以下である場合

支給額＝支給対象月に支払われた賃金額×15％

ロ　低下率が61％を超えて75％未満である場合（6頁、7頁もご覧ください）

$$支給額=-\frac{183}{280}\times 支給対象月に支払われた賃金額+\frac{137.25}{280}\times「賃金月額」$$

②　みなし賃金が算定される場合

イ　概　要

支給対象月に支払われた賃金が低下した理由が、被保険者本人や事業主に責任がある場合であったり、他の社会保険により保障がなされるのが適切である場合など、雇用保険により給付がなされることが適切でない場合には、低下した部分も支払われたものとみなして賃金の低下があるか否かを判断します。

ロ　みなし賃金が算定される理由

ⅰ　被保険者本人の非行等による懲戒が原因である賃金の減額
ⅱ　疾病又は負傷等による欠勤、遅刻、早退などによる賃金の減額
ⅲ　事業所の休業
ⅳ　妊娠、出産、育児、介護等による欠勤、遅刻、早退などによる賃金の減額

ハ　みなし賃金が算定される場合の取扱い

ⅰ　支給対象月に実際に支払われた賃金額に減額部分を加算して、みなし賃金を算定します。

ⅱ　みなし賃金に基づいて低下率及び支給率を算定します。

ⅲ　支給対象月に実際に支払われた賃金額に支給率を乗じて支給額を算定します。

※　賃金月額が30万円で、支給対象月に実際に支払われた賃金が18万円、欠勤による賃金の減額が3万円である場合

賃金の減額がなかった場合、低下率は18万円÷30万円＝60.00%ですから、支給額は、18万円×15%＝２万７千円となるところですが、賃金の減額がありますので、みなし賃金が18万円＋3万円＝21万円となり、このときの低下率が21万円÷30万円＝70.00%、支給率が4.67%となりますので、支給額は、18万円×4.67%＝8,406円となります。

③　支給限度額以上の場合

イ　支給対象月に支払われた賃金が357,864円以上の場合は、給付金は支給されません。

ロ　支給対象月に支払われた賃金額と算定された支給額の合計が357,864円を超える場合は、357,864円からその賃金を差し引いた額が支給されます。

④　最低限度額以下の場合

支給限度額の場合とは逆に、算定された支給額が低額である場合は、支給がなされなくなることがあります。

算定された支給額が、1,976円以下であるときは、給付金は支給されません。

〔賃金月額が30万円である場合の支給額の例〕

(1)　支給対象月に支払われた賃金が26万円のとき

賃金が75%未満に低下していませんので、支給されません。

(2)　支給対象月に支払われた賃金が20万円のとき

低下率が66.67%で61%を超えていますので、

$$支給額＝－\frac{183}{280}×20万円＋\frac{137.25}{280}×30万円＝16,340円$$

(3)　支給対象月に支払われた賃金が18万円のとき

低下率が60%ですので、支給額＝18万円×15%＝2万7千円

(4)　支給対象月に支払われた賃金が８千円のとき

低下率が2.67%ですので、支給額＝８千円×15%＝1,200円となるところですが、1,976円以下ですので、支給されません。

低下率が61%超75%未満の場合の支給額について

支給対象月に支払われた賃金額が賃金月額の61%を超えて75%未満である場合の高年齢雇用継続給付の支給額は、以下のような手順で求められます。

（イ）低下率（X）＝ 支給対象月に支払われた賃金額（みなし賃金額を含む）÷ 賃金月額 × 100

（ロ）支給率（Y）＝ $\dfrac{-183X + 13{,}725}{280} \times \dfrac{100}{X}$

（ハ）支　給　額 ＝ 支給対象月に実際に支払われた賃金額 × Y × $\dfrac{1}{100}$

計算の結果、端数が生じた場合、(イ)低下率及び(ロ)支給率については、小数点以下第３位を四捨五入し、小数点以下第２位まで算定し、(ハ)支給額については、小数点以下を切り捨てて整数とします。

〔支給額の原則的な考え〕

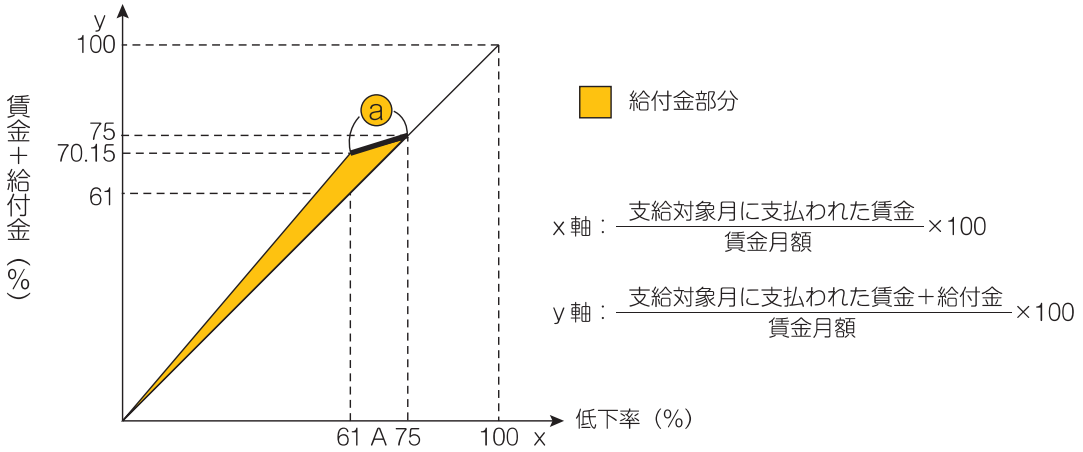

低下率が61%超75%未満の場合、賃金と給付金の合計を賃金月額で除した割合は、70.15%から75%の間ですが、その式は、$y=\dfrac{75-70.15}{75-61}(x-61)+70.15$――（グラフⓐ部分）

$=\dfrac{97}{280}x+\dfrac{13{,}725}{280}$ となります。

そこで、低下率がA%（61＜A≦75）であった場合ですが、賃金と給付金の合計を賃金月額で除した割合が$\dfrac{97}{280}A+\dfrac{13{,}725}{280}$（%）ですから、給付金部分の割合は、賃金部分を引いた、

$\left(\dfrac{97}{280}A+\dfrac{13{,}725}{280}-A\right)(\%)=-\dfrac{183}{280}A+\dfrac{13{,}725}{280}$（%）となります。

これは、賃金月額を100%とした率ですから、給付金の額は、

賃金月額 × $\left(-\dfrac{183}{280}A+\dfrac{13{,}725}{280}\right)\times\dfrac{1}{100}$ となります。

ところで、Aは、$\dfrac{\text{支給対象月に支払われた賃金}}{\text{賃金月額}}\times 100$ ですから、給付金の額は、

賃金月額 × $\left(-\dfrac{183}{280}\times\dfrac{\text{支給対象月に支払われた賃金}}{\text{賃金月額}}\times 100+\dfrac{13{,}725}{280}\right)\times\dfrac{1}{100}$ となり、

結局、$-\dfrac{183}{280}\times$ **支給対象月に支払われた賃金** $+\dfrac{137.25}{280}\times$ **賃金月額** で求められます。

（注）　算定した額は端数処理の関係で、実際に支給される額と異なる場合があります。

高年齢雇用継続給付の給付金早見表

〔早見表の見方〕

60歳到達時の賃金月額と比較した支給対象月に支払われた賃金額（みなし賃金額）の低下率に応じた支給率を、支給対象月に支払われた賃金額に乗ずることにより高年齢雇用継続給付の給付金の支給額がわかります。

低　下　率	支　給　率	低　下　率	支　給　率
75.00%以上	0.00%	68.00%	6.73%
74.50%	0.44%	67.50%	7.26%
74.00%	0.88%	67.00%	7.80%
73.50%	1.33%	66.50%	8.35%
73.00%	1.79%	66.00%	8.91%
72.50%	2.25%	65.50%	9.48%
72.00%	2.72%	65.00%	10.05%
71.50%	3.20%	64.50%	10.64%
71.00%	3.68%	64.00%	11.23%
70.50%	4.17%	63.50%	11.84%
70.00%	4.67%	63.00%	12.45%
69.50%	5.17%	62.50%	13.07%
69.00%	5.68%	62.00%	13.70%
68.50%	6.20%	61.50%	14.35%
		61.00%以下	15.00%

（注）1　60歳到達時の賃金月額は、算定した額が469,500円を超える場合は、469,500円となります。また、算定した額が74,100円を下回る場合は、74,100円となります。

（注）2　高年齢雇用継続給付の支給限度額は、357,864円ですので、支給対象月に支払われた賃金の額に上記により算定した「支給額」を加えた額が357,864円を超える場合は、357,864円から支給対象月に支払われた賃金の額を減じた額が支給額となります。

（注）3　また、上記により算定した「支給額」が、1,976円を超えない場合は、高年齢雇用継続給付は支給されません。

（注）4　なお、（注）1から（注）3までの金額は、平成30年7月31日までの額です。「毎月勤労統計」の平均定期給与額により毎年8月1日に改定されます。

再就職手当と高年齢再就職給付金との併給調整について

ポイント1　2つの給付金は併給できません

雇用保険法第61条の2第4項の規定により、同一の就職につき、高年齢再就職給付金の支給を受けた場合には再就職手当が、再就職手当の支給を受けた場合には高年齢再就職給付金が支給されません。

ポイント2　どちらにするかはご本人が慎重に選択を

どちらか一方の給付金が支給された場合、もう一方の給付金については支給を受けることができなくなりますので、慎重に選択してください。

再　就　職　手　当	高年齢再就職給付金
主な支給要件 ・基本手当の支給残日数が3分の1以上 ・安定した職業に就いたこと ・離職前の事業主（関連事業主も含む）に雇用されたものでないこと ・求職申込み前に採用が内定していた事業主に雇用されたものでないこと など **支給額** 支給残日数分 × 基本手当日額 ×60%又は70%（※） **（一定の上限あり）** **※基本手当の支給残日数が** ・所定給付日数の3分の2以上である場合……70% ・所定給付日数の3分の1以上である場合……60% **就職日が平成29年1月1日前の場合は、基本手当の支給残日数が** ・所定給付日数の3分の2以上である場合……60% ・所定給付日数の3分の1以上である場合……50% **支給方法** 一括支給 **申請期限** 就職日の翌日から起算して**1か月**以内	**主な支給要件** ・基本手当の支給残日数が100日以上 ・安定した職業に就いたこと ・被保険者であった期間が5年以上であること ・支給対象月に支払われた賃金額が基本手当の基準となった賃金日額を30倍した額の75%未満に低下していること など **支給額** 支給対象月において支払われた賃金の最大15% **（一定の上限あり）** **支給方法** 原則2か月毎に支給（65歳に達する日までの期間に、基本手当の支給残日数が200日以上の場合は最大2年間、100日以上の場合は最大1年間） **申請期限** 最初に支給を受けようとする支給対象月の初日から起算して4か月以内（初回の支給申請）

（注）1　選択した給付金を受けるためには、その申請期限内に申請を行う必要があります。

（注）2　再就職手当を申請した場合に、審査の結果、不支給となった場合であっても、高年齢再就職給付金の支給要件を満たしていれば申請を行うことができます。

（注）3　再就職手当の受給者は、一定の要件を満たした場合就業促進定着手当を受けることができます。

老齢厚生年金と高年齢雇用継続給付の併給調整について

特別支給の老齢厚生年金（在職老齢年金）の支給を受けながら、同時に高年齢雇用継続給付の支給を受けている期間については、高年齢雇用継続給付の給付額に応じ、次のとおり年金の一部が支給停止される場合があります。

〔併給調整の内容〕

標準報酬月額が、60歳到達時の賃金月額の61%以下である場合	老齢厚生年金について、標準報酬月額の6%相当額が支給停止されます。
標準報酬月額が、60歳到達時の賃金月額の61%を超えて75%未満の場合	老齢厚生年金について、標準報酬月額に6%から徐々に逓減する率（支給停止率）を乗じて得た額が支給停止されます。（下記早見表参照）
標準報酬月額が、60歳到達時の賃金月額の75%以上である場合、又は標準報酬月額が高年齢雇用継続給付の支給限度額以上の場合	併給調整は行われません。

（参考）「60歳到達時の賃金月額」に対する「標準報酬月額」の割合に応じた年金の支給停止率　早見表

標準報酬月額 / 60歳到達時賃金月額	年金停止率
75.00%以上	0.00%
74.00%	0.35%
73.00%	0.72%
72.00%	1.09%
71.00%	1.47%
70.00%	1.87%
69.00%	2.27%
68.00%	2.69%
67.00%	3.12%
66.00%	3.56%
65.00%	4.02%
64.00%	4.49%
63.00%	4.98%
62.00%	5.48%
61.00%以下	6.00%

（表示上小数点以下2ケタ未満を四捨五入）

＊　標準報酬月額とは、厚生年金保険の基準で決定された1か月当たり賃金相当額で、年金額等の計算の基礎となっているものです。

＊　高年齢雇用継続給付が不支給となった月は、老齢厚生年金と高年齢雇用継続給付の併給調整は行われません。

＊　高年齢雇用継続給付を受ける時は、老齢厚生年金の裁定手続の際に必要な手続があります。

詳しくは、最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

2 高年齢雇用継続給付の支給申請手続

60歳以上65歳未満の一般被保険者であって、一定の要件を満たす場合（1の⑴をよくお読みください。）には、高年齢雇用継続給付が支給されますので、支給申請を希望する場合には、以下の説明にしたがって、公共職業安定所（ハローワーク）に支給申請等の手続を正しく行ってください。

以下の手続については、事業主の方が管轄安定所に申請書等を提出してください。

【高年齢雇用継続基本給付金の手続の流れ（初回の支給申請時）】

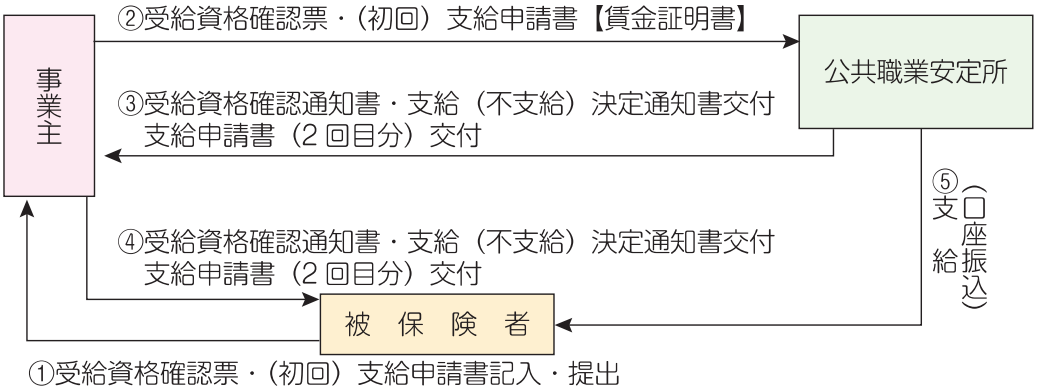

（注）1　2回目以降の支給申請には、受給資格確認手続は必要ありません。

（注）2　初回の支給申請前に「高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書」を受給資格確認票として使用し、（賃金証明書とともに）管轄安定所に提出して、受給資格の照会を行うこともできます。その場合は、受給資格確認通知書と支給申請書（初回分）が交付されます。

【高年齢再就職給付金の手続の流れ（初回支給申請前に受給資格確認を行う場合）】

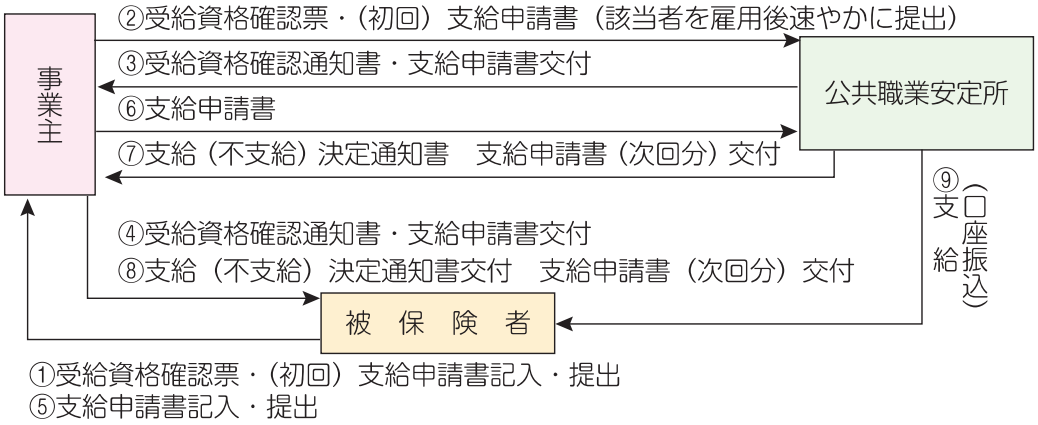

（注）1　②の手続は、被保険者についての雇用保険被保険者資格取得届の提出にあわせて行ってください。この場合、「高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書」を受給資格確認票として使用し、初回の支給申請は③で交付された様式を使用してください。

（注）2　被保険者について雇用保険被保険者資格取得届の手続を先に行った場合は、②により受給資格確認と初回支給申請を同時に行ってください。この場合、②の後、⑦の手続が行われることになります。

（注）3　受給資格確認は初回支給申請前又は初回支給申請時のいずれかに1回行ってください。

2－1　高年齢雇用継続基本給付金の支給申請手続

高年齢雇用継続基本給付金（以下「基本給付金」といいます。）の支給を受けるためには、**原則として２か月に一度、管轄公共職業安定所（ハローワーク）から指定された月に支給申請書を提出**していただく必要があります。初回の支給申請については、最初に支給を受けようとする支給対象月（受給要件を満たし、給付金の支給対象となった月をいいます。以下同じ。）の初日から起算して４か月以内に行うこともできます。

なお、**支給申請書の提出は、初回の支給申請を除いて指定された支給申請月中に行う必要があります。**

支給申請の概要

提 出 者　事業主

※　やむを得ない理由のため、事業主を経由して提出することが困難な場合や被保険者本人が自ら申請手続を行うことを希望する場合は、被保険者本人が提出することも可能です。

提出書類　①　高年齢雇用継続給付支給申請書

※　初回の支給申請は、「高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書」の用紙を使用してください。

②　払渡希望金融機関指定届

※　「高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書」にあるものを使用してください。

添付書類　①　雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書

②　高年齢雇用継続給付受給資格確認票

※　①及び②の書類は、初回の支給申請時（又は支給申請前）に受給資格等を確認するために必要となります。

また、①及び②の書類は、あらかじめ受給資格等を照会するため、初回の支給申請前に提出することも可能です。この際、受給資格が確認され、賃金月額が登録された場合には、①及び②の書類に代えて、安定所から交付された受給資格確認通知書を支給申請書に添付してください。

※　高年齢雇用継続給付受給資格確認票は、上記の場合も（初回）支給申請と同時に行う場合も「高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書」を使用してください。

③　支給申請書と賃金証明書の記載内容を確認できる書類（賃金台帳、労働者名簿、出勤簿など）及び被保険者の年齢が確認できる書類等（運転免許証か住民票の写し（コピーも可））

提 出 先　事業所の所在地を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）

※　本手続は電子申請による支給申請も可能です。

提出時期　①　初回の支給申請

最初に支給を受けようとする支給対象月（受給要件を満たし、給付金の支給の対象となった月をいいます。）の初日から起算して４か月以内

②　２回目以降の支給申請

管轄公共職業安定所長が指定する支給申請月の支給申請日

※　公共職業安定所（ハローワーク）から交付される「高年齢雇用継続給付次回支給申請日指定通知書」に印字されています。

☆高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書は、マイナンバーを記載して提出してください。

初回の支給申請の際に受給資格等の照会をあわせて行った場合の通知例

☆　高年齢雇用継続基本給付金の受給資格が確認された場合の通知例

■　様式第33号の3の2（第101条の5、第101条の7関係）（第1面）

高年齢雇用継続給付支給申請書

（必ず第２面の注意書きをよく読んでから記入してください。）

（なるべく折り曲げないようにし、やむをえない場合には折り曲げマーク▶の所で折り曲げてください。）

（この用紙は、このまま機械で処理しますので、汚さないようにしてください。）

帳票種別 12301

氏名：ロウドウ　タロウ

給付金の種類：1（1 基本給付金　2 再就職給付金）

事業所番号：1300-5590XX-8

管轄区分：0

1. 被保険者番号：5590-5590XX-1

2. 資格取得年月日：060601

要件該当日：290810

支給対象年月：平成 2910 2911

支給申請月：平成 291201 291231

前回処理年月日：

賃金月額の７５％（旧８５％）：

賃金月額の６１％（旧６４％）：

<賃金支払状況>

3. 支給対象年月その１：4－　元号　年　月

4. 3欄の支給対象年月に支払われた賃金額：　，　，　円

5. 賃金の減額のあった日数：　日

6. みなし賃金額：　，　，　円

7. 支給対象年月その２：4－　元号　年　月

8. 7欄の支給対象年月に支払われた賃金額：　，　，　円

9. 賃金の減額のあった日数：　日

10. みなし賃金額：　，　，　円

11. 支給対象年月その３：4－　元号　年　月

12. 11欄の支給対象年月に支払われた賃金額：　，　，　円

13. 賃金の減額のあった日数：　日

14. みなし賃金額：　，　，　円

※ 15. 未支給区分：（空欄　未支給以外　1　未支給）

16. 出力区分：（即時出力の場合は「1」を入力）

17. 次回支給申請年月日：4－　元号　年　月　日

上記の記載事実に誤りがないことを証明します。

平成　年　月　日

事業所名（所在地・電話番号）

事業主氏名　印

雇用保険法施行規則第101条の5・第101条の7の規定により、上記のとおり高年齢雇用継続給付の支給を申請します。

平成　年　月　日

公共職業安定所長　殿　　申請者氏名　印

2015. 4

<キ リ ト リ>

高年齢雇用継続給付次回支給申請日指定通知書（事業主通知用）

事業所番号	1300-5590XX-8	事業所名略称	行政工業株式会社	資格取得年月日	
被保険者番号	5590-5590XX-1	氏名	ロウドウ　タロウ	060601	
支給申請月	給付金の種類	次回支給対象年月	次回支給申請期間	次回支給申請年月日	
偶数月型	1	2910-2911	291201-291231	291203	

管轄公共職業安定所の所在地・電話番号　〒112-8577　文京区後楽1-9-20　TEL 03-3812-8609

交付　平成 29 年 10 月 14 日

飯田橋　公共職業安定所長印　見本

2015. 4

<キ リ ト リ>

被保険者番号		氏名		性別	生年月日	受給資格確認年月日
5590-5590XX-1		ロウドウ　タロウ		号	3-320811	290813
資格取得年月日	060601	事業所番号	1300-5590XX-8	支給期間	2908-3408	
賃金月額	360,000	賃金月額の75％（支給限度額）	270,000	支払方法	0290001-1234567	

通知内容

受給資格を確認し、基本給付金を以下の通り支給決定しましたので振込します。

支給対象月	賃金支払額	支給金額
28年8月	130,000円	19,500円
28年9月	130,000円	18,000円
	合計金額	37,500円

1．次回支給対象月　平成29年10月、平成29年11月

2．次回支給申請月　平成29年12月1日～平成29年12月31日

3．次回支給申請日　平成29年12月3日

管轄公共職業安定所の所在地・電話番号　〒112-8577　文京区後楽1-9-20　TEL 03-3812-8609

交付　平成 29 年 10 月 14 日

飯田橋　公共職業安定所長印　見本

2015. 4

その他賃金に関する特記事項

18.	19.	20.

社会保険労務士記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号
		印	

※ 所長　次長　課長　係長　係　操作者

備考

賃金締切日	日　賃金支払日　当月・翌月　日
賃金形態	月給・日給・時間給・
所定労働日数	3欄　日　7欄　日　11欄　日
通勤手当	有（毎月・3か月・6か月・　）・無

※ 支給決定年月日　平成　年　月　日

☆「支給申請書」は、指定された支給申請日あるいは支給申請期間内に提出してください。

支給申請期限となります。

各月に支払われた賃金額がこの額未満である月について支給の対象となります。

口座番号を再確認してください。

１②の要件により、受給資格の確認がなされない場合、受給資格を満たす予定の日が記載されます。（12 頁②参照）
支給決定通知書として使用する場合は、支給金額等が記載されます。

毎年８月１日より高年齢雇用継続給付の支給限度額等が変更になる場合、これに伴い変更となることがあります。（12 頁①参照）

記載欄は裏面にあります。

○　受給資格の確認及び賃金月額の登録について

被保険者の方が60歳に達した日以降において、「被保険者であった期間」が５年以上ある場合には、基本給付金の受給資格が確認され、60歳到達時等の賃金月額が登録されます。

この手続は、基本給付金の初回の支給申請時に、支給申請書に受給資格確認票と賃金証明書を添付して管轄公共職業安定所に提出していただくことによって確認、登録されます。

なお、あらかじめ受給資格の確認の照会及び賃金月額の登録をしておきたい場合には、初回の支給申請前に受給資格確認票と賃金証明書を管轄安定所に提出して照会いただくこともできます。また、あらかじめ受給資格の確認のみをしておきたい場合には、受給資格確認票のみを提出することもできます。（この場合にも、管轄公共職業安定所から受給資格確認（否認）通知書を交付して、その結果をお知らせします。）

（注）　上記の受給資格確認票の提出は、「高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書」の様式を使用し、受給資格確認の照会のために必要な事項を記載することにより行ってください。

①　受給資格が確認された場合

「受給資格確認通知書」をお渡ししますので、被保険者に直ちに交付し、支給対象月に支払われた賃金額がこの「確認通知書」に印字された「賃金月額の75%」未満となった場合は基本給付金の支給を受けることができる旨を説明してください（初回の支給申請時に受給資格の確認等の手続きが行われた場合には、同時に初回の支給申請についての支給（不支給）決定通知書も一緒にお渡しします。）。

なお、受給資格確認通知書の「賃金月額」欄に記載された額が469,500円以上である方及び74,100円以下である方については、毎年８月１日に変更されることがありますので、それ以後、公共職業安定所（ハローワーク）に御来所ください。

②　受給資格が否認された場合

公共職業安定所（ハローワーク）がお渡しした「受給資格否認通知書」を被保険者に対して直ちに交付してください。

また、「被保険者であった期間が５年」となる予定の日の翌日以降、基本給付金の支給を受けようとする最初の支給対象月の初日から起算して４か月以内に、再度、支給申請書に「賃金証明書」及び「受給資格確認票」を添付して支給申請を行ってください。

【初回の支給申請書提出前に受給資格確認票及び賃金証明書を提出した場合の通知例】

<キリトリ>

高年齢雇用継続給付受給資格確認／否認申請書
高年齢雇用継続給付支給／不支給決定通知書（被保険者通知用）
高年齢雇用継続給付次回支給申請日指定通知書

被保険者番号		氏名		性別	生年月日	受給資格確認年月日
5590-5590XX-1		ロウドウ　タロウ		男	320811	290813
資格取得年月日	060601	事業所番号	1300-5590XX-8		支給期間	2908-3408
賃金月額	360,000	賃金月額の75％（支給限度額）	270,000		支払方法	0290001-1234567

通知内容

先般、提出されました受給資格確認票等の書類を審査したところ、受給資格を下記のとおり確認することとなりましたので通知します。

1．給付金の種類　　高年齢雇用継続基本給付金
2．受給資格の要件に該当した日　　平成29年８月10日（60歳）
3．初回支給対象月　　平成29年８月、平成29年９月
4．初回支給申請月　　平成29年10月１日～平成29年10月31日
5．初回支給申請日　　平成29年10月３日

管轄公共職業安定所の所在地・電話番号　〒112-8577　文京区後楽1-9-20　TEL 03-3812-8609

交付　平成 29 年 8 月 13 日

飯田橋　公共職業安定所長　見本

2015．4

２－２　高年齢再就職給付金の支給申請手続

高年齢再就職給付金の支給を受けるためには、**雇用保険被保険者資格取得届を提出する際にあわせて「高年齢雇用継続給付受給資格確認票」(注）を提出**していただき、その後**原則として２か月に一度、管轄公共職業安定所から指定された月に支給申請書を提出**していただく必要があります。初回の支給申請については、最初に支給を受けようとする支給対象月の初日から起算して４か月以内に行うこともできます。

なお、**支給申請書の提出は、初回の支給申請を除いて指定された支給申請月中に行う必要があります。**

(注）上記の高年齢雇用継続給付受給資格確認票の提出は、「高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書」の様式を使用し、受給資格確認の照会のために必要な事項を記載することにより行ってください。なお、被保険者について雇用保険被保険者資格取得届の提出を先に行った場合は、この様式により受給資格確認と初回支給申請を同時に行ってください。

受給資格確認の概要

提 出 者　事業主

提出書類　①　高年齢雇用継続給付受給資格確認票
②　払渡希望金融機関指定届
※「高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書」にあるものを使用ください。
なお、雇用保険の基本手当を受給したことにより、既に口座指定されている方については、この口座を使用することもできます。

提 出 先　事業所の所在地を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）
※　本手続は電子申請による支給申請も可能です。

提出時期　高年齢再就職給付金の支給を受けようとするとき、雇用した日以後速やかに提出してください。
※　できるだけ、新たに雇用した方について必要な雇用保険被保険者資格取得届を提出する際に、あわせて提出してください。

支給申請の概要

提 出 者　事業主
※やむを得ない理由のため、事業主を経由して提出することが困難な場合や被保険者本人が自ら申請手続を行うことを希望する場合は、被保険者本人が提出することも可能です。

提出書類　高年齢雇用継続給付支給申請書

添付書類　支給申請書の記載内容を確認できる書類（賃金台帳、労働者名簿、出勤簿など）及び被保険者の年齢が確認できる書類等（運転免許証か住民票の写し（コピーも可））

提 出 先　事業所の所在地を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）
※　本手続は電子申請による支給申請も可能です。

提出時期　①　初回の支給申請
最初に支給を受けようとする支給対象月（受給要件を満たし、給付金の支給の対象となった月をいいます。）の初日から起算して４か月以内
②　２回目以降の支給申請
管轄公共職業安定所長が指定する支給申請月の支給申請日
※　公共職業安定所（ハローワーク）から交付される「高年齢雇用継続給付次回支給申請日指定通知書」に印字されています。

☆高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書は、マイナンバーを記載して提出してください。

○　受給資格の確認について

事業主の方は、60歳以上65歳未満の方で、基本手当の支給を受けた方を雇い入れた場合、高年齢再就職給付金の支給を受けようとするときは受給資格確認票を提出してください。

(注) 受給資格確認票の提出は、「高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回) 高年齢雇用継続給付支給申請書」の様式を使用し、受給資格確認の照会のために必要な事項を記載することにより行ってください。

なお、基本手当（再就職手当など基本手当を支給されたとみなされる給付を含む。）を受給することなく、再就職された60歳以上65歳未満の方については、高年齢雇用継続基本給付金の支給対象となることがありますので、その際の手続等については、公共職業安定所（ハローワーク）の窓口にお尋ねください。

次の要件を満たした場合は、高年齢再就職給付金の受給資格が確認されます。

① 基本手当についての算定基礎期間（被保険者であった期間）が５年以上であること。
② 60歳に到達した日以後に再就職して、雇い入れられた日の前日における基本手当の支給残日数が100日以上であること。
③ 同一の就職について、再就職手当の支給を受けていないこと。
④ 安定した職業に就くことにより被保険者となったこと。

高年齢再就職給付金の受給資格がある場合は「受給資格確認通知書」をお渡ししますので、被保険者に対して直ちに交付し、支給対象月に支払われた賃金額がこの「確認通知書」に印字された「賃金月額の75%」未満に低下した場合は高年齢再就職給付金の支給を受けることができる旨を説明してください。

なお、受給資格確認通知書の「賃金月額」欄に記載された額が469,500円以上である方又は74,100円以下である方については、毎年８月１日に「毎月勤労統計」の平均給与額により改定されますので、それ以後、公共職業安定所（ハローワーク）にご来所ください。

また、受給資格がない場合は「受給資格否認通知書」が交付されます。

２－３　高年齢雇用継続給付の支給申請に当たっての留意点

(1) 支給申請の時期について

支給申請書の提出は、原則として２か月ごとですが、事業所ごとに定められた型（奇数月型又は偶数月型）に従って行っていただくことになります（下図参照）。

（例）奇数月型の場合

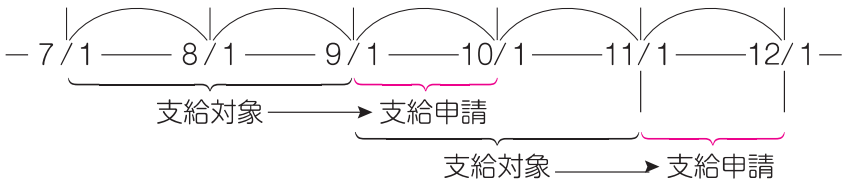

(2) 支給決定について

公共職業安定所（ハローワーク）では、支給申請書に記載された事実の内容を賃金台帳等により確認し、要件が満たされていると判断した場合に、支給決定を行います。

(3) 支給決定の通知について

支給の可否と支給額については、「支給決定通知書」により通知されます。

(4) 支給方法について

給付金は、「高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回) 高年齢雇用継続給付支給申請書」に付いている「払渡希望金融機関指定届」により届け出られた被保険者本人の金融機関（郵便局を含む。）の口座に振り込まれます（別様式の「払渡希望金融機関指定・変更届」を使用していただいても結構です。）。

なお、払渡希望金融機関の指定は、初回の支給申請時とは別にあらかじめ受給資格の

有無を照会する際など、初回の支給申請の前に行っていただいても結構です。
　また、過去に雇用保険の給付を受給したことにより、すでに口座指定されている方については、この口座を使用することもできます。

(5) 支給の時期について

　支給決定から「払渡希望金融機関指定届」により指定された金融機関の口座に給付金が振り込まれるまで、おおむね１週間かかりますので、あらかじめご了承ください。

(6) 育児休業給付と介護休業給付との関係

　その月の初日から末日までの間に引き続いて育児休業給付又は介護休業給付を受けることができる休業を取得していた月は、当該月は高年齢雇用継続給付を受けることはできません。

(7) 支給申請書の記載方法について

　次のページに受給資格の確認と初回の支給申請をあわせて行う場合の記載例があります。

(8) ２回目以降の支給申請書の記載方法について

　２回目以降の支給申請書も、基本的には初回の支給申請書の記載例と同様に記載してください。賃金に関する特記事項や、備考欄などの記載欄は裏面にありますので、必ず裏面まで記入をしてください。

【２回目以降の支給申請書の裏面の一部　※欄以外を記載してください】

様式第33号の3の2（第101条の5、第101条の7関係）（第2面）

その他賃金に関する特記事項

18.	19.	20.

社会保険労務士記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏　名	電話番号
		印	

※	所長		次長		課長		係長		係		操作者	

備考				
	賃金締切日	日	賃金支払日	当月・翌月　日
	賃金形態	月給・日給・時間給・		
	所定労働日数	3欄　日	7欄　日	11欄　日
	通勤手当	有（毎月・３か月・６か月・　）・無		
	※支給決定年月日	平成　年　月　日		

(9) 欠勤等により支払われなかった賃金がある場合（次頁を先に御覧ください）

　非行、疾病、負傷、事業所の休業、私事等により賃金の全部又は一部の支払いを受けることができなかった日がある場合（みなし賃金４、５頁）、それらの日数を支給申請書の８、12、16欄（２回目以降の支給申請の場合５、９、13欄）に記載し、これにより支払いを受けることができなかった賃金の額を28、29、30欄（２回目以降の支給申請書の場合18、19、20欄）、その理由を備考欄に記載します。
　次頁の「７月に私事都合により欠勤、日給者の賃金2日分と皆勤手当が減額された場合」を例に説明します。

【賃金の減額があった日数を記載】

6. 支給対象年月その１　4（元号）－29（年）06（月）
7. 6欄の支給対象年月に支払われた賃金額　2,333,333（円）
8. 賃金の減額のあった日数　0（日）

10. 支給対象年月その２　4（元号）－29（年）07（月）
11. 10欄の支給対象年月に支払われた賃金額　2,033,333（円）
12. 賃金の減額のあった日数　2（日）

６月は欠勤等がないので0と記入します

欠勤が２日なので２を記入。
遅刻早退の場合もそれぞれ１日として記載します。

【減額された賃金の内容を具体的に記載】

その他賃金に関する特記事項

28. 通勤手当　３ヵ月 10,000円（６/30支払）	29. 30,000円 （基本給20,000円　皆勤手当10,000円）	30.

７月に支払われた賃金について、２日欠勤により減額された内訳として、『30,000円（基本給20,000円、皆勤手当10,000円）』等と記載してください。

【減額された理由を記載】

| 備考 | | | |

高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書の記載例

● 以下の記載例は、受給資格の確認と初回の支給申請をあわせて行う場合の記載例です。2回目以降の支給申請については、11頁のように交付された「高年齢雇用継続給付支給申請書」を使用し、以下の記載例にならい、必要な事項を記載することにより行ってください。

● 支給対象月に以下のように賃金が支払われた場合（賃金支払いは、月末締切り月末払いの場合）

・29年6月に支払われた賃金額は240,000円
（基本給220,000円、皆勤手当10,000円、通勤手当（3か月分一括して）10,000円）

・29年7月に支払われた賃金額は200,000円（2日欠勤）
（基本給200,000円）

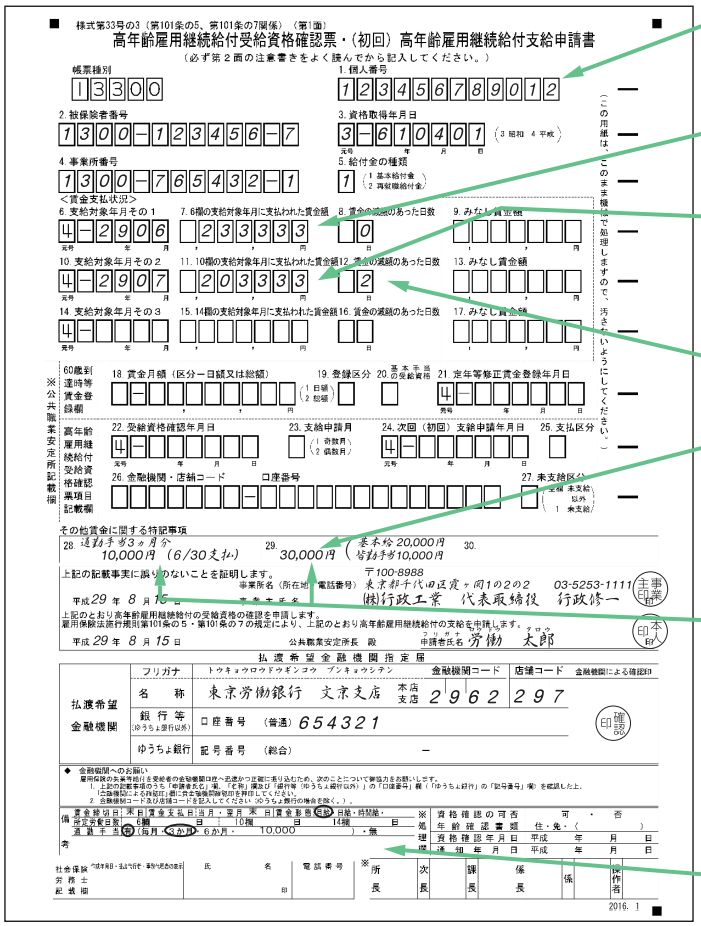
様式第33号の3（第101条の5、第101条の7関係）（第1面）
高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書
（必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。）

帳票種別 1 3 3 0 0
1. 個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
2. 被保険者番号 1 3 0 0 − 1 2 3 4 5 6 − 7
3. 資格取得年月日 3 − 6 1 0 4 0 1（3 昭和 4 平成）
4. 事業所番号 1 3 0 0 − 7 6 5 4 3 2 − 1
5. 給付金の種類 1（1 基本給付金 2 再就職給付金）

<賃金支払状況>
6. 支給対象年月その1 4 − 2 9 0 6
7. 6欄の支給対象年月に支払われた賃金額 2 3 3 3 3 3
8. 賃金の減額のあった日数 0
9. みなし賃金額
10. 支給対象年月その2 4 − 2 9 0 7
11. 10欄の支給対象年月に支払われた賃金額12. 賃金の減額のあった日数 2
13. みなし賃金額
14. 支給対象年月その3 4 −
15. 14欄の支給対象年月に支払われた賃金額16. 賃金の減額のあった日数
17. みなし賃金額

※公共職業安定所記載欄
60歳到達時等賃金登録欄 18. 賃金月額（区分一日額又は総額）（1 日額 2 総額）
19. 登録区分 20. 基本手当の受給資格
21. 定年等修正賃金登録年月日 4 −
高年齢雇用継続給付受給資格確認年月日 22. 受給資格確認年月日 4 −
23. 支給申請月（1 奇数月 2 偶数月）
24. 次回（初回）支給申請年月日 4 −
25. 支払区分
26. 金融機関・店舗コード 口座番号
27. 未支給区分（定額 未支給 以外 1 未支給）

その他賃金に関する特記事項
28. 通勤手当3ヶ月分 10,000円（6/30支払）
29. 30,000円（基本給20,000円 皆勤手当10,000円）
30.

上記の記載事実に誤りのないことを証明します。
事業所名（所在地）〒100-8988 東京都千代田区霞ヶ関1の2の2 電話番号 03-5253-1111
平成29年8月15日 ㈱行政工業 代表取締役 行政修一（事業主印）

上記のとおり高年齢雇用継続給付の受給資格の確認を申請します。
雇用保険法施行規則第101条の5・第101条の7の規定により、上記のとおり高年齢雇用継続給付の支給を申請します。
平成29年8月15日 公共職業安定所長 殿 申請者氏名 労働 太郎（本人印）

払渡希望金融機関指定届
フリガナ トウキョウロウドウギンコウ ブンキョウシテン
払渡希望金融機関 名称 東京労働銀行 文京支店 本店 支店 金融機関コード 2 9 6 2 店舗コード 2 9 7
銀行等（ゆうちょ銀行以外） 口座番号（普通）654321
ゆうちょ銀行 記号番号（総合）−
金融機関による確認印

◆ 金融機関へのお願い
雇用保険の失業等給付を受給者の金融機関口座へ迅速かつ正確に振り込むため、次のことについて御協力をお願いします。
1. 上記の記載事項のうち「申請者氏名」欄、「名称」欄及び「銀行等（ゆうちょ銀行以外）」の「口座番号」欄（「ゆうちょ銀行」の「記号番号」欄）を確認した上、
（金融機関による段組印）欄に押された強調印鑑欄印を押印してください。
2. 金融機関コード及び店舗コードを記入してください（ゆうちょ銀行の場合を除く。）。

備考 賃金締切日：末日 賃金支払日当月・翌月 末日 賃金形態 日給・時間給・ 日給・時間給・ 月給・ 出勤日数 6欄 日 10欄 日 14欄 日
所定労働日数 6欄 日 10欄 日 14欄 日
通勤手当 定期（毎月・3か月） 6か月・ 10,000 ）・無
※処理欄 資格確認の可否 可・否 年齢確認書類 住・免・（ ）
資格確認年月日 平成 年 月 日
通知年月日 平成 年 月 日

社会保険労務士記載欄 氏名 電話番号 ※ 所長 次長 課長 係長 係 操作者
2016. 1

個人番号を記載してください。

支給対象月（29年6月）中に支払われた賃金を記載してください。
基 本 給220,000円
皆勤手当 10,000円
通勤手当 3,333円

支給対象月（29年7月）中に支払われた賃金を記載してください。
基 本 給200,000円
通勤手当 3,333円

29年7月に支払われた賃金について、「2日欠勤」したため、「30,000円（基本給20,000円、皆勤手当10,000円）」が減額された場合の記載。

29年6月に通勤手当が3か月分一括して10,000円支払われた場合の記載。
この通勤手当は、3か月に分け
29年6月（7欄）に3,333円
29年7月（11欄）に3,333円
29年8月（次回支給申請時）に3,334円を計上。

備考欄も記載してください。

1　7、11、15欄には、6、10、14欄に記載した支給対象月に支払われた賃金額を記載してください。
　なお、6、10、14欄に記載した支給対象月に数か月分一括払いの通勤手当等が支払われた場合には、支払われた月以後の支給対象月に1か月当たりの額を割り振って（端数が生じる場合、端数は最後の月分に加算する。）、7、11、15欄に計上してください。
　また、7、11、15欄に、上記にしたがって1か月当たりの額を割り振って通勤手当を計上する場合には、28、29、30欄「その他賃金に関する特記事項」に、その支払われた日付、金額及び何か月分を一括して支払われたものか記載してください。

2　7、11、15欄に記載した賃金の支払いに係る月について、非行、疾病、負傷、事業所の休業、私事等により賃金の全部又は一部の支払いを受けることができなかった日がある場合、その日数を8、12、16欄に記載してください。
　そして、この日に支払いを受けることができなかった賃金の額をそれぞれ28、29、30欄「その他賃金に関する特記事項」に、また、理由を備考欄に記載してください。

3　28、29、30欄「その他賃金に関する特記事項」には、上記1又は2の記載の他、賃金に含まれるか否かが判断しかねるものについても、その額とその名称を記載してください。

4　賃金の支払の態様が日給又は時間給である場合には、備考欄に「日給」又は「時間給」と記載し、併せて7欄、11欄及び15欄に記載された賃金の支払いに係る月の所定労働日数を記載してください。

5　なお、29年6月に29年5月分、29年7月に29年6月分の賃金が支払われた場合であっても、支給申請書の記載は、上記のとおりであり、支給対象月に支払われた賃金に基づき、支給対象月に係る高年齢雇用継続給付の支給額が決定されます。